

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社村上工業	南区	平成21年3月11日から平成21年4月10日(1ヶ月)	工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)	株式会社村上工業及び同社の元社長は、平成21年2月10日、法人税法違反の罪で同社が起訴、同人が在宅起訴された。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社村上工業に対し指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第14号

指名停止要件	期間
(不正又は不誠実な行為)  14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内